

○武雄市建設関連業務共同企業体取扱要領

平成21年2月27日

訓令第2号

改正 平成27年3月23日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する測量、設計、調査等に係る建設関連の委託業務（以下「業務」という。）の確実かつ円滑な業務実施を図ることを目的として結成する共同企業体の基本的要件、結成手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体による対象業務は、設計価格が概ね1千万円以上の業務であり、高度かつ特殊な技術を要する業務とする。

(構成員の数)

第3条 共同企業体を構成する建設関連業者（以下「構成員」という。）の数は、2社とする。

(構成員の要件)

第4条 構成員の要件は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当該業務に対応する部門について入札参加資格の決定を受けていること。
- (2) 当該業務について、元請として一定の実績があること。

(代表者の要件)

第5条 代表者は、技術士法に基づく技術士の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロの認定を受けた者を管理技術者及び照査技術者として配置できる者でなければならない。

(形態及び出資比率)

第6条 共同企業体の形態は、各構成員が共同して当該業務を行う方式とする。

2 構成員の出資割合は、各構成員の業務割合に応じ、各構成員の施行能力を反映した適正なものとする。ただし、各構成員の出資比率が20パーセント以上でなければならない。

(代表者)

第7条 代表者は、構成員のうち施行能力及び出資比率が大きな者とする。

(結成手続)

第8条 市長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その

旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格確認の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体により競争を行わせる業務である旨及び当該業務名
- (2) 業務場所
- (3) 業務の概要
- (4) 共同企業体の構成員の数、構成員の要件、出資比率要件及び代表者要件
- (5) 認定資格の有効期間
- (6) 資格確認申請に必要な書類
- (7) 資格確認申請の受付期間及び受付場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、資格審査に必要と認める事項

2 資格確認の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 建設関連業務共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 建設関連共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) 建設関連共同企業体編成表（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、資格審査に必要と認める書類
(資格審査等)

第9条 市長は、前条の規定により資格確認の申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として認定する。

2 前項による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とする。
(存続期間等)

第10条 業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとする。ただし、特に必要がある場合は、委託契約の履行後12月以内までとすることができる。

2 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

3 当該業務につき、かし担保責任がある場合は、当該期間満了後においても、各構成員は連帯してその責めを負わなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年2月27日から施行する。

附 則（平成27年訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

建設関連業務共同企業体入札参加資格確認申請書

年 月 日

武雄市長 様

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所、商号及び代表者名

㊦

共同企業体の構成員の住所、商号及び代表者名

㊦

今般、連帯責任によって、 委託業務を行うため、 設計事務所代表
取締役 を代表者とする 設計共同企業体を結成し、貴市発注
の 委託業務の入札に参加したいので、下記書類を添えて資格審査を
申請します。

なお、この参加資格確認申請書のすべての記載事項は、真実と相違ないことを誓約しま
す。

記

- 1 共同企業体協定書
- 2 共同企業体編成表
- 3 同種業務の施行実績調書及び実績を証する書類(共同企業体の代表のみ)
- 4 配置予定技術者調書及び経験等を証する書類

様式第2号(第8条関係)

建設関連共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、委託業務(以下「業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、建設関連共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

市 町 番地	株式会社	代表取締役
市 町 番地	株式会社	代表取締役

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、株式会社 代表取締役 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の実施に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等との折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物(委託契約に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しにかかる成果物を含む)等について、契約日以後、著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。ただし、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、この限りでない。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員は、次の割合によって出資するものとする。ただし、当該業務について、発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

株式会社	パーセント
株式会社	パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、各構成員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の履行に当たるものとする。

2 運営委員会の委員長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて委員長が召集するものとする。

4 運営委員会は、必要に応じて事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を整備しなければならない。

(役員その他の選任)

第10条 当企業体の役員等は、運営委員会において選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、業務の委託契約の履行その他の設計等業務の履行に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口、預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、委託業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する処置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により、分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第18条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散等に対する処置)

第19条 構成員のうちいずれかが、委託業務途中において破産又は解散した場合、又はこれらと同様の状態になったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、第17条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第20条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第21条 当企業体が解散した後においても、当業務につき、かし担保責任が生じたときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社外 社は、上記のとおり 共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

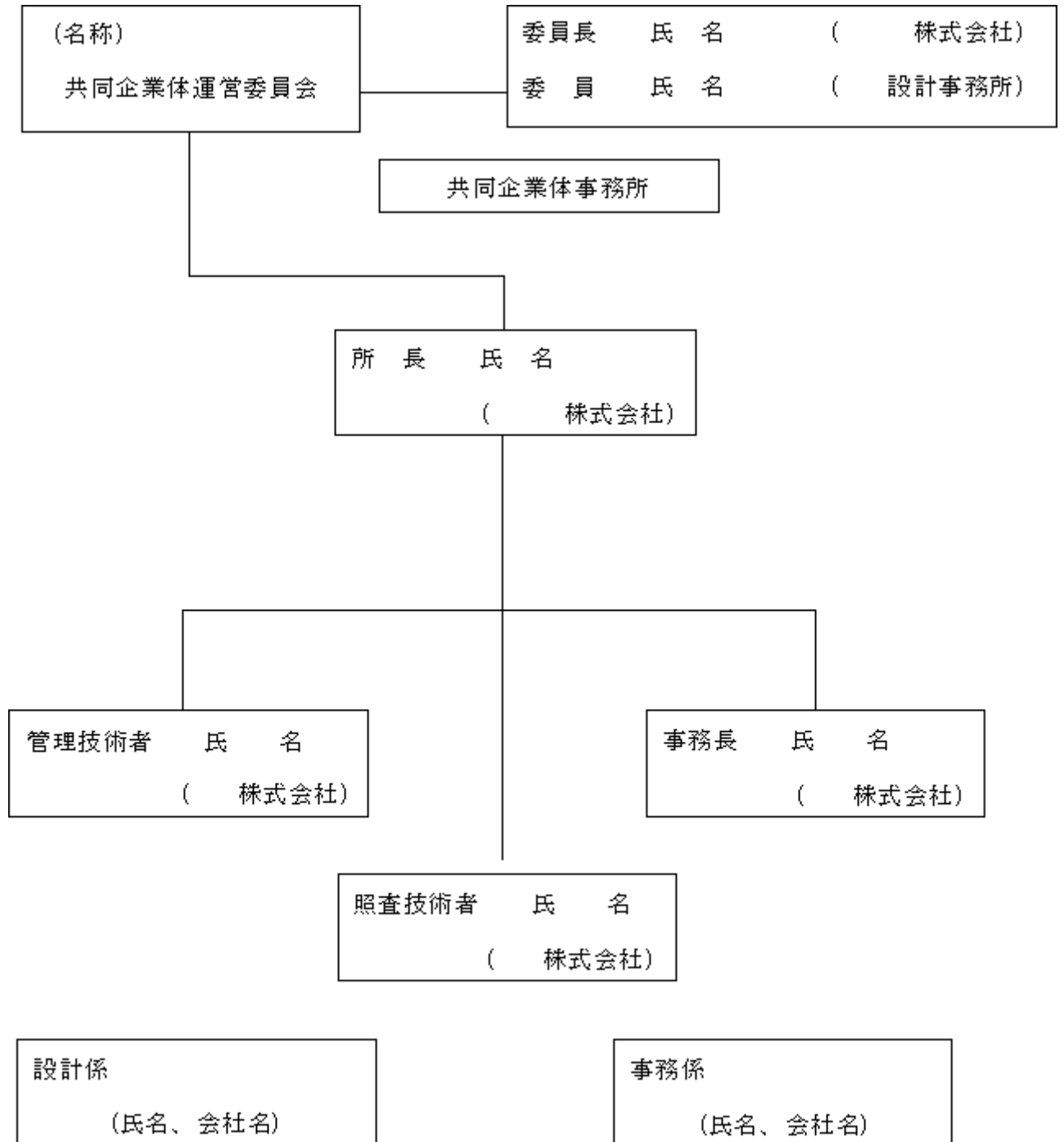
年 月 日

株式会社
代表取締役 ㊟

株式会社
代表取締役 ㊟

様式第3号(第8条関係)

〇〇〇〇建設関連共同企業体編成表



別記

同種業務の施行実績調書

建設業者名： _____

同種(類似)業務の条件		
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
	受注形態等	
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	

営業所一覧表

建設業者名： _____

名称	許可を受けた建設業		所在地	電話番号
	特 定	一 般		
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				